

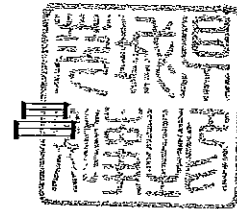
医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 株式会社 アステック

平成 20 年 11 月 18 日付けで申請のあった修理区分の追加を薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 40 条の 2 第 5 項の規定により、申請のとおり許可する。

平成 20 年 11 月 25 日

茨城県知事 橋 本



特定保守管理医療機器に係る修理区分

: 人工臓器関連
画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分：画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連